

7 世帯人員（10区分），世帯の種類（2区分）別世帯数及び世帯人員の推移

(1) 十和田市

区分 \ 年次		昭和25年	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年
総数	世帯数	8,004	8,892	10,422	12,301	14,718	17,461	19,713
	人口	49,125	53,662	56,232	56,542	59,723	63,066	67,050
普通世帯	世帯数	7,948	8,711	9,998	11,652	14,011	16,758	18,640
	1人世帯	269	168	354	724	1,473	2,798	3,545
	2人世帯	490	595	854	1,272	1,759	2,389	2,756
	3人世帯	914	903	1,257	1,787	2,509	2,992	3,375
	4人世帯	935	1,169	1,533	2,295	3,154	3,811	4,115
	5人世帯	945	1,236	1,519	1,868	2,054	2,109	2,140
	6人世帯	981	1,072	1,311	1,355	1,408	1,318	1,438
	7人世帯	918	1,016	1,095	1,072	870	792	824
	8人世帯	781	831	761	626	436	378	307
	9人世帯	645	637	592	332	214	113	92
	10人以上世帯	1,070	1,084	722	321	134	58	48
	世帯人員	48,798	52,884	54,454	54,263	56,774	60,436	64,538
1世帯当たり人員	6.14	6.07	5.45	4.66	4.05	3.61	3.46	
準世帯	世帯数	56	181	424	649	707	703	1,073
	1人の準世帯	…	85	317	508	…	589	465
	住み込みの営業使用人の世帯	…	* 96	33	* 141	…	22	…
	学校の寄宿舎	…	* …	2	* …	…	3	552
	会社などの寄宿舎	…	* …	65	* …	…	42	3
	病院・療養所	…	* …	6	* …	…	12	20
	社会施設	…	* …	-	* …	…	7	7
	自衛隊	…	* …	-	* …	…	-	-
	矯正施設	…	* …	1	* …	…	-	-
	その他	…	* …	-	* …	…	28	26
世帯人員	327	778	1,778	2,279	2,949	2,630	2,512	

(注) ①現在の市域に合わせて組み替えたもの

②総数の世帯数には、世帯の種類「不詳」を含む

③世帯の種類は普通世帯と準世帯の2区分である。普通世帯と準世帯の定義については(4)世帯の種類定義を参照のこと。

④昭和30年及び昭和40年は、準世帯の「1人の準世帯」以外を「住み込みの営業使用人の世帯」にくくって表章した。

7 世帯人員（10区分），世帯の種類（2区分）別世帯数及び世帯人員の推移（続き）

(1) 十和田市

区分 \ 年次		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総数	世帯数	19,713	20,983	21,743	23,320	24,395	25,358	25,554
	人口	67,050	69,106	68,097	69,146	69,630	68,359	66,110
一般世帯	世帯数	19,657	20,936	21,700	23,281	24,354	25,262	25,494
	1人世帯	4,562	5,189	5,436	6,352	6,690	7,573	7,878
	2人世帯	2,756	3,276	4,195	5,017	5,758	6,398	6,887
	3人世帯	3,375	3,575	3,860	4,085	4,532	4,592	4,816
	4人世帯	4,115	3,985	3,857	3,808	3,770	3,554	3,360
	5人世帯	2,140	2,259	1,946	1,907	1,805	1,639	1,421
	6人世帯	1,438	1,473	1,344	1,191	1,053	914	727
	7人世帯	824	784	735	639	528	422	277
	8人世帯	307	291	253	209	162	122	97
	9人世帯	92	71	51	56	44	33	23
	10人以上世帯	48	33	23	17	12	15	8
世帯人員		65,555	67,486	66,520	67,387	67,737	66,422	64,011
1世帯当たり人員		3.33	3.22	3.07	2.89	2.78	2.63	2.51
施設等の世帯	世帯数	56	46	42	39	41	95	60
	寮・寄宿舎の学生・生徒	3	2	2	3	2	2	1
	病院・療養所の入院者	20	26	29	22	22	17	8
	社会施設の入所者	7	5	10	13	17	40	46
	自衛隊営舎内居住者	-	-	-	-	-	-	-
	矯正施設の入所者	-	-	-	-	-	-	-
	その他	26	13	1	1	-	36	5
	世帯人員	1,495	1,619	1,576	1,759	1,893	1,936	2,099

(注) ①平成12年以前の数値は、現在の市域に合わせて組み替えたもの

②総数の世帯数には、世帯の種類「不詳」を含む

③世帯の種類は一般世帯と施設等の世帯の2区分である。定義については（4）世帯の種類定義も参照のこと。

④一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者
又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

⑤施設等の世帯とは、次のものをいう。

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒 学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者 刑務所及び拘置所の被収容者並びに
少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他 定まった住居を持たない単身者や
陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

7 世帯人員（10区分），世帯の種類（2区分）別世帯数及び世帯人員の推移（続き）

(1) 十和田市

区分 \ 年次		平成27年
総数	世帯数	25,487
	人口	63,429
一般世帯	世帯数	25,410
	1人世帯	8,287
	2人世帯	7,369
	3人世帯	4,554
	4人世帯	3,049
	5人世帯	1,237
	6人世帯	581
	7人世帯	238
	8人世帯	78
	9人世帯	12
	10人以上世帯	5
世帯人員		61,004
1世帯当たり人員		2.40
施設等の世帯	世帯数	77
	寮・寄宿舎の学生・生徒	3
	病院・療養所の入院者	6
	社会施設の入所者	67
	自衛隊営舎内居住者	-
	矯正施設の入所者	-
	その他	1
	世帯人員	2,425

(注) ①平成12年以前の数値は、現在の市域に合わせて組み替えたもの

②総数の世帯数には、世帯の種類「不詳」を含む

③世帯の種類は一般世帯と施設等の世帯の2区分である。定義については（4）世帯の種類の定義も参照のこと。

④一般世帯とは、次のものをいう。

(1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

(2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者

又は下宿屋などに下宿している単身者

(3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

⑤施設等の世帯とは、次のものをいう。

(1) 寮・寄宿舎の学生・生徒 学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

(2) 病院・療養所の入院者 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり

(3) 社会施設の入所者 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

(4) 自衛隊営舎内居住者 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり

(5) 矯正施設の入所者 刑務所及び拘置所の被収容者並びに

少年院及び婦人補導院の在院者の集まり

(6) その他 定まった住居を持たない単身者や

陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

7 世帯人員（10区分），世帯の種類（2区分）別世帯数及び世帯人員の推移（続き）

(2) 旧十和田市

区分 \ 年次		昭和25年	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年
総数	世帯数	6,504	7,258	8,686	10,509	12,867	15,620	17,493
	人口	39,091	42,827	45,362	46,713	50,601	54,365	58,886
普通世帯	世帯数	6,451	7,109	8,328	9,938	12,239	14,994	16,904
	1人世帯	219	135	293	666	1,382	2,694	3,408
	2人世帯	427	519	762	1,148	1,599	2,188	2,510
	3人世帯	791	768	1,115	1,577	2,248	2,739	3,118
	4人世帯	795	998	1,320	2,010	2,813	3,473	3,840
	5人世帯	795	1,038	1,300	1,587	1,713	1,828	1,868
	6人世帯	786	891	1,062	1,094	1,168	1,057	1,179
	7人世帯	706	798	872	856	701	617	651
	8人世帯	621	636	600	481	343	279	239
	9人世帯	491	507	457	277	167	80	63
	10人以上世帯	820	819	547	242	105	39	28
	世帯人員	38,783	42,323	44,355	45,193	48,418	52,338	56,879
1世帯当たり人員	6.01	5.95	5.33	4.55	3.96	3.49	3.36	
準世帯	世帯数	53	149	358	571	628	626	589
	1人の準世帯	…	75	289	478	…	566	334
	住み込みの営業使用人の世帯	…	* 74	24	* 93	…	3	…
	学校の寄宿舎	…	* …	2	* …	…	3	222
	会社などの寄宿舎	…	* …	37	* …	…	30	3
	病院・療養所	…	* …	5	* …	…	12	18
	社会施設	…	* …	-	* …	…	7	7
	自衛隊	…	* …	-	* …	…	-	-
	矯正施設	…	* …	1	* …	…	-	-
	その他	…	* …	-	* …	…	5	5
	世帯人員	308	504	1,007	1,520	2,183	2,027	2,007

(注) ①総数の世帯数には、世帯の種類「不詳」を含む

②世帯の種類は普通世帯と準世帯の2区分である。普通世帯と準世帯の定義については(4)世帯の種類定義を参照のこと。

③昭和30年及び昭和40年は、準世帯の「1人の準世帯」以外を「住み込みの営業使用人の世帯」にくくって表章した。

7 世帯人員（10区分），世帯の種類（2区分）別世帯数及び世帯人員の推移（続き）

(2) 旧十和田市

区分 \ 年次		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総数	世帯数	17,493	19,016	19,757	21,350	22,447	23,517	23,918
	人口	58,886	61,295	60,911	62,418	63,363	62,736	61,226
一般世帯	世帯数	17,460	18,970	19,715	21,312	22,408	23,427	23,863
	1人世帯	3,964	4,723	4,943	5,843	6,159	…	7,479
	2人世帯	2,510	3,063	3,921	4,673	5,400	…	6,487
	3人世帯	3,118	3,341	3,579	3,833	4,234	…	4,522
	4人世帯	3,840	3,748	3,595	3,540	3,523	…	3,119
	5人世帯	1,868	1,989	1,751	1,703	1,598	…	1,289
	6人世帯	1,179	1,208	1,085	976	899	…	632
	7人世帯	651	601	588	530	426	…	227
	8人世帯	239	232	193	159	127	…	82
	9人世帯	63	52	48	44	36	…	19
	10人以上世帯	28	13	12	11	6	…	7
	世帯人員	57,435	59,724	59,384	60,709	61,521	60,891	59,220
	1世帯当たり人員	3.29	3.15	3.01	2.85	2.75	2.60	2.48
施設等の世帯	世帯数	33	45	41	38	39	89	55
	寮・寄宿舎の学生・生徒	3	2	2	3	2	…	1
	病院・療養所の入院者	18	26	29	22	21	…	7
	社会施設の入所者	7	4	9	12	16	…	42
	自衛隊営舎内居住者	—	—	—	—	—	…	—
	矯正施設の入所者	—	—	—	—	—	…	—
	その他	5	13	1	1	—	…	5
	世帯人員	1,451	1,570	1,526	1,709	1,842	1,844	2,006

(注) ①平成17年以降の数値は、旧十和田市区域のもの

②総数の世帯数には、世帯の種類「不詳」を含む

③世帯の種類は一般世帯と施設等の世帯の2区分である。定義については（4）世帯の種類定義も参照のこと。

④一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者
又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

⑤施設等の世帯とは、次のものをいう。

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒 学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者 刑務所及び拘置所の被収容者並びに
少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他 定まった住居を持たない単身者や
陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

7 世帯人員（10区分），世帯の種類（2区分）別世帯数及び世帯人員の推移（続き）

(2) 旧十和田市

区分 \ 年次		平成27年
総数	世帯数	23,995
	人口	59,166
一般世帯	世帯数	23,922
	1人世帯	7,919
	2人世帯	6,950
	3人世帯	4,289
	4人世帯	2,853
	5人世帯	1,126
	6人世帯	503
	7人世帯	200
	8人世帯	70
	9人世帯	8
	10人以上世帯	4
	世帯人員	56,820
1世帯当たり人員	2.38	
施設等の世帯	世帯数	73
	寮・寄宿舎の学生・生徒	3
	病院・療養所の入院者	6
	社会施設の入所者	63
	自衛隊営舎内居住者	-
	矯正施設の入所者	-
	その他	1
	世帯人員	2,346

(注) ①平成17年以降の数値は、旧十和田市区域のもの

②総数の世帯数には、世帯の種類「不詳」を含む

③世帯の種類は一般世帯と施設等の世帯の2区分である。定義については（4）世帯の種類の定義も参照のこと。

④一般世帯とは、次のものをいう。

(1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

(2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者

又は下宿屋などに下宿している単身者

(3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

⑤施設等の世帯とは、次のものをいう。

(1) 寮・寄宿舎の学生・生徒 学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

(2) 病院・療養所の入院者 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり

(3) 社会施設の入所者 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

(4) 自衛隊営舎内居住者 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり

(5) 矯正施設の入所者 刑務所及び拘置所の被収容者並びに

少年院及び婦人補導院の在院者の集まり

(6) その他 定まった住居を持たない単身者や

陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

7 世帯人員（10区分），世帯の種類（2区分）別世帯数及び世帯人員の推移（続き）

(3) 旧十和田湖町

区分 \ 年次		昭和25年	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年
総数	世帯数	1,500	1,634	1,736	1,792	1,851	1,841	2,220
	人口	10,034	10,835	10,870	9,829	9,122	8,701	8,164
普通世帯	世帯数	1,497	1,602	1,670	1,714	1,772	1,764	1,736
	1人世帯	50	33	61	58	91	104	137
	2人世帯	63	76	92	124	160	201	246
	3人世帯	123	135	142	210	261	253	257
	4人世帯	140	171	213	285	341	338	275
	5人世帯	150	198	219	281	341	281	272
	6人世帯	195	181	249	261	240	261	259
	7人世帯	212	218	223	216	169	175	173
	8人世帯	160	195	161	145	93	99	68
	9人世帯	154	130	135	55	47	33	29
	10人以上世帯	250	265	175	79	29	19	20
	世帯人員	10,015	10,561	10,099	9,070	8,356	8,098	7,659
	1世帯当たり人員	6.69	6.59	6.05	5.29	4.72	4.59	3.70
準世帯	世帯数	3	32	66	78	79	77	484
	1人の準世帯	…	10	28	30	…	23	131
	住み込みの営業使用人の世帯	…	* 22	9	* 48	…	19	…
	学校の寄宿舎	…	*	-	*	…	-	330
	会社などの寄宿舎	…	*	28	*	…	12	-
	病院・療養所	…	*	1	*	…	-	2
	社会施設	…	*	-	*	…	-	-
	自衛隊	…	*	-	*	…	-	-
	矯正施設	…	*	-	*	…	-	-
	その他	…	*	-	*	…	23	21
	世帯人員	19	274	771	759	766	603	505

(注) ①総数の世帯数には、世帯の種類「不詳」を含む

②世帯の種類は普通世帯と準世帯の2区分である。普通世帯と準世帯の定義については(4)世帯の種類の定義を参照のこと。

③昭和30年及び昭和40年は、準世帯の「1人の準世帯」以外を「住み込みの営業使用人の世帯」にくくって表章した。

7 世帯人員（10区分），世帯の種類（2区分）別世帯数及び世帯人員の推移（続き）

(3) 旧十和田湖町

区分 \ 年次		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総数	世帯数	2,220	1,967	1,986	1,970	1,948	1,841	1,636
	人口	8,164	7,811	7,186	6,728	6,267	5,623	4,884
一般世帯	世帯数	2,197	1,966	1,985	1,969	1,946	1,835	1,631
	1人世帯	598	466	493	509	531	...	399
	2人世帯	246	213	274	344	358	...	400
	3人世帯	257	234	281	252	298	...	294
	4人世帯	275	237	262	268	247	...	241
	5人世帯	272	270	195	204	207	...	132
	6人世帯	259	265	259	215	154	...	95
	7人世帯	173	183	147	109	102	...	50
	8人世帯	68	59	60	50	35	...	15
	9人世帯	29	19	3	12	8	...	4
	10人以上世帯	20	20	11	6	6	...	1
	世帯人員	8,120	7,762	7,136	6,678	6,216	5,531	4,791
	1世帯当たり人員	3.70	3.95	3.59	3.39	3.19	3.01	2.94
施設等の世帯	世帯数	23	1	1	1	2	6	5
	寮・寄宿舎の学生・生徒	-	-	-	-	-	...	-
	病院・療養所の入院者	2	-	-	-	1	...	1
	社会施設の入所者	-	1	1	1	1	...	4
	自衛隊営舎内居住者	-	-	-	-	-	...	-
	矯正施設の入所者	-	-	-	-	-	...	-
	その他	21	-	-	-	-	...	-
	世帯人員	44	49	50	50	51	92	93

(注) ①平成17年以降の数値は、旧十和田湖町区域のもの

②総数の世帯数には、世帯の種類「不詳」を含む

③世帯の種類は一般世帯と施設等の世帯の2区分である。定義については(4)世帯の種類の定義も参照のこと。

④一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者
又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

⑤施設等の世帯とは、次のものをいう。

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒 学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者 刑務所及び拘置所の被収容者並びに
少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他 定まった住居を持たない単身者や
陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

7 世帯人員（10区分），世帯の種類（2区分）別世帯数及び世帯人員の推移（続き）

(3) 旧十和田湖町

区分 \ 年次		平成27年
総数	世帯数	1,492
	人口	4,263
一般世帯	世帯数	1,488
	1人世帯	368
	2人世帯	419
	3人世帯	265
	4人世帯	196
	5人世帯	111
	6人世帯	78
	7人世帯	38
	8人世帯	8
	9人世帯	4
	10人以上世帯	1
	世帯人員	4,184
1世帯当たり人員	2.81	
施設等の世帯	世帯数	4
	寮・寄宿舎の学生・生徒	-
	病院・療養所の入院者	-
	社会施設の入所者	4
	自衛隊営舎内居住者	-
	矯正施設の入所者	-
	その他	-
	世帯人員	79

(注) ①平成17年以降の数値は、旧十和田湖町区域のもの

②総数の世帯数には、世帯の種類「不詳」を含む

③世帯の種類は一般世帯と施設等の世帯の2区分である。定義については（4）世帯の種類の定義も参照のこと。

④一般世帯とは、次のものをいう。

(1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

(2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者

又は下宿屋などに下宿している単身者

(3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

⑤施設等の世帯とは、次のものをいう。

(1) 寮・寄宿舎の学生・生徒 学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

(2) 病院・療養所の入院者 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり

(3) 社会施設の入所者 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

(4) 自衛隊営舎内居住者 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり

(5) 矯正施設の入所者 刑務所及び拘置所の被収容者並びに

少年院及び婦人補導院の在院者の集まり

(6) その他 定まった住居を持たない単身者や

陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

7 世帯人員（10区分）、世帯の種類（2区分）別世帯数及び世帯人員の推移（続き）

(4) 世帯の種類定義

1) 昭和55年以前

世帯は普通世帯と準世帯に区分した（昭和55年のみ一般世帯と施設等の世帯にも区分）。

普通世帯 — 住居と生計を共にしている人の集まり、又は1戸を構えて住んでいる単身者をいう。ただし、単身の住み込みの雇い人については、次のように取り扱った。

- (1) 単身の住み込みの営業使用人は、**5人以下の場合は雇い主の世帯に含め、これを普通世帯とし、6人以上の場合は、営業使用人だけをまとめて一つの準世帯とした。**（調査票では人数に関係なく、住み込みの営業使用人は、雇い主の世帯に含めて調査した。）
- (2) 単身の住み込みの家事使用人は、何人いても雇い主の世帯に含め、これを普通世帯とした。

準世帯 — 普通世帯を構成する人以外の人又はその集まりをいい、次のものが準世帯に含まれる。

- ◆ 1人の準世帯
普通世帯と住居を共にし、別に生計を維持している単身者、又は下宿屋などに下宿している単身者の一人一人を一つの準世帯とした。
- ◆ 住み込みの営業使用人の世帯
6人以上の住み込みの営業使用人をまとめて一つの準世帯とした。
- ◆ 学校の寄宿舎
学校の寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒を、その寄宿舎のむねごとにまとめて一つの準世帯とした。
- ◆ 会社などの寄宿舎
会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎・独身寮などで、起居を共にしている単身の職員を、その寄宿舎・独身寮のむねごとにまとめて一つの準世帯とした。
ただし、各戸が住宅の要件を備えていて、管理人以外の世帯で、夫婦、親子、兄弟などから家族を構成する普通世帯と、単身者（1戸の居住者数は無関係）が混じって居住している寮の単身者は、1人1人を分けて「1人の世帯」（普通世帯）とした。
- ◆ 病院・療養所
病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者を、原則として病院ごとにまとめて一つの準世帯とした。
- ◆ 社会施設
老人ホーム、肢体不自由者更生施設などの入所者を、その施設のむねごとにまとめて一つの準世帯とした。
- ◆ 自衛隊
自衛隊の営舎内又は船舶内の居住者を、調査単位ごとに一つの準世帯とした。
- ◆ 矯正施設
刑務所及び拘置所の収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者を、調査単位ごとに一つの準世帯とした。
- ◆ その他
住居不定者や陸上に住所をもたない船舶乗組員など、上記のいずれにも当てはまらない準世帯をいう。

定義の違い

		昭和55年以前	
		普通世帯	準世帯
昭和55年以降	(一般世帯)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居と生計を共にしている人の集まり ・ 一戸を構えて住んでいる単身者 ・ 住み込みの営業使用人の単身者 (5人以下の場合) ※雇い主の世帯に含めて ・ 単身の住み込みの家事使用人は、何人いても雇い主の世帯に含め、これを普通世帯とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間借り・下宿などの単身者 ・ 会社などの独身寮の単身者 ・ 住み込みの営業使用人の単身者 (6人以上の場合) ※営業使用人だけを一つの世帯として
	(施設等の世帯)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 寮・寄宿舎の学生・生徒 ・ 病院・療養所の入院者 ・ 社会施設の入所者 ・ 自衛隊営舎内居住者 ・ 矯正施設の入所者 ・ その他

7 世帯人員（10区分），世帯の種類（2区分）別世帯数及び世帯人員の推移（続き）

(4) 世帯の種類の変遷

2) 昭和55年以降

世帯は一般世帯と施設等の世帯に区分した（昭和55年のみ普通世帯と準世帯にも区分）。

□一般世帯 普通世帯に、準世帯のうちの間借り・下宿などの単身者及び会社などの独身寮の単身者を加えた世帯をいう。

□施設等の世帯 一般世帯以外の世帯をいう。普通世帯と準世帯、一般世帯と施設等の世帯の関連は次のとおりである。

定義の違い

		昭和55年以前	
		普通世帯	準世帯
昭和55年以降	一般世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・住居と生計を共にしている人の集まり ・一戸を構えて住んでいる単身者 	<ul style="list-style-type: none"> ・間借り・下宿などの単身者 ・会社などの独身寮の単身者
	施設等の世帯		<ul style="list-style-type: none"> ・寮・寄宿舎の学生・生徒 ・病院・療養所の入院者 ・社会施設の入所者 ・自衛隊営舎内居住者 ・矯正施設の入所者 ・その他

■普通世帯 住居と生計を共にしている人の集まり及び一戸を構えて住んでいる単身者をいう。ただし、普通世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なくすべて雇主の世帯に含めた。

■準世帯 普通世帯を構成する人以外の人又はその集まりをいい、次のものが準世帯に含まれる。

▼間借り・下宿などの単身者

普通世帯と住居を共にし、別に生計を維持している単身者、又は下宿屋などに下宿している単身者の一人一人を一つの準世帯とした。

▼会社などの独身寮の単身者

会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎・独身寮などで、起居を共にしている単身者の一人一人を一つの準世帯とした。

▼寮・寄宿舎の学生・生徒

学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒を、その寮・寄宿舎の棟ごとにまとめて一つの準世帯とした。

▼病院・療養所の入院者

病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者を、原則として施設ごとにまとめて一つの準世帯とした。

▼社会施設の入所者

老人ホーム、肢体不自由者更生施設などの入所者を、その施設の棟ごとにまとめて一つの準世帯とした。

▼自衛隊営舎内居住者

その営舎内又は艦船内の居住者を、調査単位ごとに一つの準世帯とした。

▼矯正施設の入所者

刑務所及び拘留所の収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者を、調査単位ごとに一つの準世帯とした。

▼その他

住居不定者や陸上に住所をもたない船舶乗組員など、上記のいずれにも当てはまらない準世帯をいう。